

第7回控訴審7月16日の法廷は……

口頭弁論では、山田俊子原告団副団長と黒澤知弘弁護団事務局長が意見陳述。今も続く被害の実情を踏まえた正当な判断を、と訴えました。(山田副団長の意見陳述は裏面参照)

東電は口頭弁論後の進行協議で、住宅確保、転勤、進学に伴う住居変更などを「避難の終期」と一方的に決めつけ、被害を否定する「究極の開き直り」とも言うべき主張を展開。各地の訴訟でも、「弁済の抗弁」と称して過払い論を展開し、原告の心の生傷に塩を擦り込むような言辞を弄しています。原告・弁護側は徹底的に反論していきます。

場所・東京高等裁判所(霞が関)

2021年10月8日(金)13:00集合 (14:00開廷)

13:00~13:30/裁判所前集会

13:40/傍聴抽選締切(見込み)

14:00~15:00/101号法廷で意見陳述(原告、弁護団)

15:30~16:30/報告集会 日比谷図書文化館4Fスタジオプラス

※抽選に外れた方は報告集会会場で交流会を予定

※ウイルス感染状況により変更の可能性もあります。直前に確認をお願いします。



◆◆◆ 今後の予定 ◆◆◆

第9回控訴審:12月17日(金)

午前10時からの見込み

※12月は「証人尋問」を申し入れています。

- 東京高裁 (東京都千代田区霞が関1-1-4)
- 最寄駅
 - 東京メトロ有楽町線は桜田門駅下車 (徒歩約3分)
 - 東京メトロ丸の内線、日比谷線、千代田線は霞ヶ関駅下車 (徒歩約2分~5分)
 - 都営地下鉄三田線は内幸町駅下車 (徒歩約10分)
 - 都営地下鉄三田線は日比谷駅下車 (徒歩約13分)
 - JR線は新橋駅 or 有楽町駅下車 (徒歩約15分)

第8回控訴審

福島原発かながわ訴訟

かながわ訴訟原告団は、原発事故の責任と被害の実相を明らかにすべく東京高裁で闘っています。

ウイルス感染継続の中開かれた7月第7回控訴審にも、大勢の皆さんが駆けつけ、お力をいただきました。第8回も応援をお願いします!

正義と力が法の両輪であることを示す「天秤」と「剣」を持つ正義の女神テミス

福島原発かながわ訴訟を支援する会 (ふくかな)

連絡先:070-1316-4575 E-mail:fukukana.shien@gmail.com

原告意見陳述

2021.7.16 福島原発ながわ訴訟 7回控訴審（更新弁論）：東京高裁

温めてきた夢を奪われ放浪の人生

原告団副団長 山田 俊子さん（南相馬市から神奈川県に避難）

私と夫は、いずれも本件の原告、控訴人となっています。

夫は福島県飯館村の出身で、大学卒業後に東京に出てきました。私は、もともと神奈川県の出身でした。私たちはいずれも働いており、非常に忙しくストレスも多い生活の中で、次第に自然の中での生活にあこがれるようになりました。老後は自然の豊かな土地で、自ら無農薬の野菜を栽培し、ミネラルたっぷりの水を飲み、地域の人たちとの交流をしていくような生活したいというのが、私たちの夢になっていきました。

● ミネラルたっぷりの水を飲み、田植えをし、温めてきた夢を実現

私たちはその実現のために、昭和 50（1975）年代の後半から、南相馬市原町区の土地に住むことを考え、昭和 56（1981）年ごろから原町区の土地を購入しました。その後時間をかけて自宅を設計し、転居する時期を待っていました。

そして福島第一原発事故の 4 年前（2007 年）に、私たちは所有して住んでいた東京都町田市の団地の家売って、原発から約 24 ㎞、旧緊急時避難準備区域にある原町区の自宅を、多額の出費をして兄夫婦と一緒に建てました。私たちにとって、原町区での生活は、長年温めてきた夢だったので。

実際に原町区での生活は、思い描いていた通りのものでした。南相馬は、山あり海あり、冬でも野菜ができました。近くで湧き出している、ミネラルたっぷりの水を飲むこともできました。引っ越してきてすぐに無農薬で米作りをしている親族から、大事な一枚の田を借りて、教わりながら田植えをしました。私は山歩きのグループに入り福島県各地の山を歩き、3 年目には霊山（りょうぜん）に登り、そこから福島山あいの村々を見て、感激しました。

夫は、鍼灸マッサージの技術があり、自宅の治療院や、20 名くらいの近所の方を訪問し、マッサージを行って喜ばれていました。また夫は、自宅そばを打ち、施術に来られた人に分けて喜ばれたりもしていました。夫は、そのことにやりがいと喜びを感じていました。

自宅はバリアフリーで広々として明るく、親戚や近所の方をいつでもお招きできる、開放的な場所でした。私たちは、原町区での生活に満足し、これからもここでさらに豊かな生活を送れると考えていました。そこへ、この原発事故です。

● 築いた人間関係も絶たれ、生き甲斐を奪われた避難生活

震災当時、夫は南相馬市の患者宅、私は友達との旅行で水戸市にいました。夫は、周囲の多くの方が避難する中、私の帰りを待って 3 月 18 日まで自宅に留まってくれました。しかし、放射能汚染が広がって夫も避難せざるを得なくなり、兄夫妻が避難している福島市の旅館によく避難しました。一方私は、福島に帰ることができず、関東の親戚や友人宅を転々としていました。神奈川県まで避難してきた夫とようやく合流できたのは 4 月 4 日のことで、私たちは、一番危険な時期に、1 カ月近く離ればなれのまま避難をせざるを得なかったのです。

私たちは、愛川町の雇用促進住宅で避難生活を続けましたが、その住環境は、冬は寒く、部屋も狭く、南相馬市の自宅と比べて辛いものでした。私たちは、原町区で築いていた人間関係から切り離されてしまいました。特に夫は、愛川町に縁もなく、住宅も狭く、マッサージの仕事はできなくなってしまい、生きがいを奪われてしまいました。その中でも夫は東京の学校で技術を身に付けようと努力をしましたが、施術をする場所もなく、努力も無駄になってしまいました。夫が元気をなくしてしまうのは、

私にとってもつらいことでした。それでも私たちは、福島県が雇用促進住宅の賃料の補助を打ち切った後を含めて約 8 年間、愛川町にお世話になりました。

● コロナ禍で一時的帰宅…汚染されてもやはりここが故郷

ところが、2020 年に新型コロナウイルスの流行が始まり、娘が「私たちにうつしたら大変」と気を遣うようになったため、原町区の自宅に一時帰宅を決心し、今は、福島に住んでいます。

こちらに帰ってきて思うのは、汚染されてしまったとはいえ、ここはやはり私たちの故郷だ、ということです。東京電力は、4 年しか住んでいないので故郷とはいえなくても言わんばかりの主張をしていますが、とんでもないことです。ここで、ある面ではほっとした気持ちを味わっています。このまま何の心配もせず、ここに住み続けられたらどんなによいだろうと思います。

● 心も、生活も、自然環境も、何もかも元には戻らない

しかし、福島原発事故は 10 年経った今も収束せず、緊急事態宣言中です。水、大気、土は汚染され、元に戻るのは何年後でしょうか。今でも飲料水はペットボトルを買って飲んでます。政府や東京電力は安全だ、安全だ、と言いますが、あの事故を経験した私たちには、とても信じられません。

私たちの住んでいるところは、福島原発からわずか 24 ㎞のところにあります。避難指示は解除されましたが、心も、生活も、自然環境も、何もかもが今も元に戻っていません。その上、汚染水の海洋放出、除染土の再利用、甲状腺検査減少、放射線安全教育等、問題は山積みです。

また、福島県では地震が頻発しています。昨年 12 月 12 日から今年 3 月 22 日までの記録によれば、福島県沖では 118 回もの地震が発生し、これは全国で一番多いです。福島原発はまだ廃炉にはならず、今後再び大きな地震が発生した場合、どうなるのか本当に心配です。ここで福島に帰って、そしてまた地震が起きてしまったら、また、何年後に私たちにがんなどが発症してしまったら、私たちはそれこそ、東電や国の言葉をうのみにした、自分たちの愚かさを悔いる以外にないと思います。

● 消えた子どもたちの声、何としても守りたい一心

福島では、本当に子どもの数が減ったと思います。事故前には、毎朝「行ってきま〜す」という子どもの声が、澄んだ空気の中に聞こえてきましたが、今はまったく聞こえません。私の周りの人たちも、「子どもや孫と別れて自分たちだけ戻ってきた」という人たちばかりです。「子どもや孫の命は守らなければ」という強い意志です。

思い返すと私たち自身、政府のいうことを信じて、原発の恐ろしさを甘く見ていたと思います。原町区の土地を購入しようと考えた 1980 年代前半から、私たちの人生は狂ってしまうことが予定されていたのかと思います。自然豊かな老後の生活を信じていた私たちが、なぜ、2011 年以降、いわば放浪するような生活をしなければならないのでしょうか。東京電力は私たちに十分な賠償をした、などと主張しています。しかし、この 10 年以上に及ぶ放浪生活、安心して住めない自宅を思う時、どうしてそのような主張ができるのか、私には信じがたいのです。

国には、国民の健康や命を守ることに真剣に取り組んでもらいたい。東電には、廃炉と損害賠償をしっかりとってもらいたい。それが、私がいま一番望んでいることです。

また、裁判所には、私たちの置かれてきた原発事故後の生活状況や、福島状況をどうか真剣に考えていただきたいと思います。